

(お知らせ)

令和 8 年 7 月 31 日
防 衛 省

日米合同委員会合意について

日米合同委員会において、F A C 1 0 7 6 旭川近文台演習場及びF A C 1 0 6 6 東千歳駐屯地の追加財産の限定使用についてほか3件について合意しましたのでお知らせします。

なお、合意概要については別添のとおりです。

日米合同委員会合意事案概要

件名	F A C 1 0 7 6 旭川近文台演習場及びF A C 1 0 6 6 東千歳駐屯地の追加財産の限定使用について
承認年月日	令和8年7月16日
施設・区域名称	F A C 1 0 7 6 旭川近文台演習場及びF A C 1 0 6 6 東千歳駐屯地
合意対象所在地	北海道旭川市及び千歳市
合意対象面積等	土地：約1,900 m ² （陸上自衛隊旭川駐屯地） 約107,000 m ² （陸上自衛隊東千歳駐屯地）
	水域等：－
	建物：1棟 約290 m ² （陸上自衛隊旭川駐屯地） 4棟 約1,100 m ² （陸上自衛隊東千歳駐屯地）
	工作物：定着物及び設置物を含む工作物一式（関連備品を含む。）
	附帯施設：－

【事案内容】

本件は、共同演習（ヤマサクラ91）を実施するため、日米地位協定第2条第4項（b）の適用ある施設及び区域として、標記施設の一部を限定使用することについて、日米合同委員会の承認を得たものである。

記

（1）陸上自衛隊旭川駐屯地

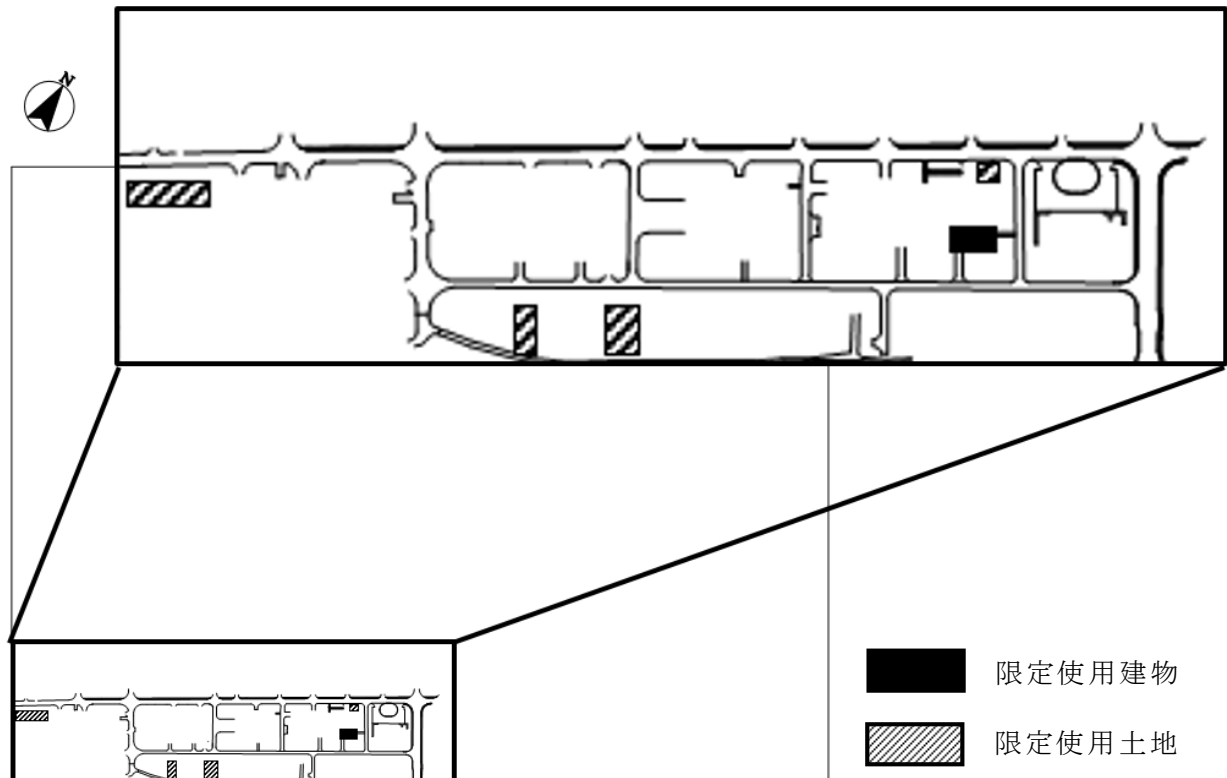
土地：約1,900 m²

建物：1棟 約290 m²

工作物：定着物及び設置物を含む工作物一式（関連備品を含む。）

※使用期間：（1）令和8年8月15日から同年9月15日までの間

（2）必要に応じて訓練の展開と撤収のための追加期間



(2) 陸上自衛隊東千歳駐屯地

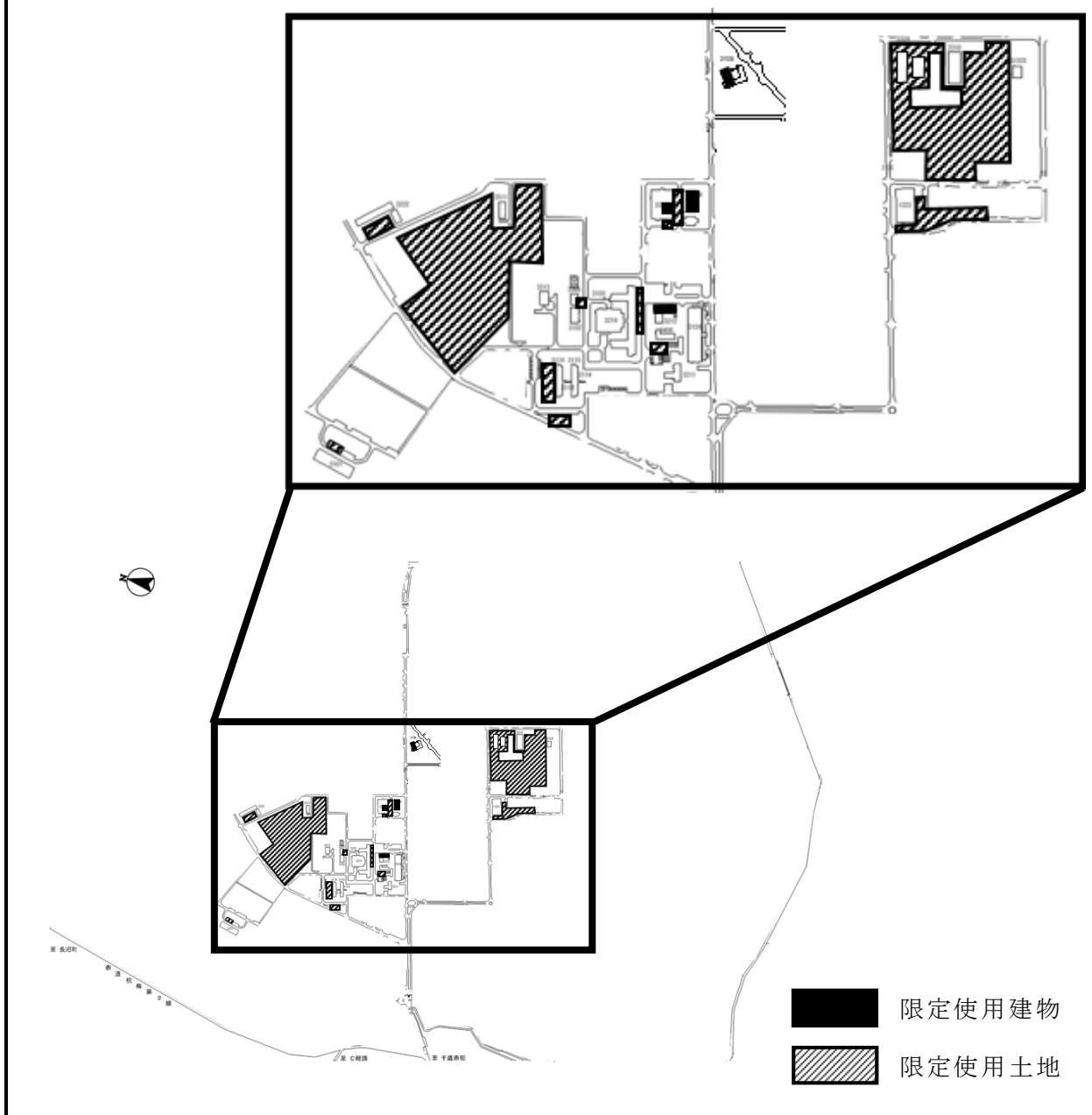
土 地：約 107,000 m²

建 物：4 棟 約 1,100 m²

工 作 物：定着物及び設置物を含む工作物一式（関連備品を含む。）

※使用期間：(1) 令和 8 年 8 月 10 日から同年 9 月 18 日までの間

(2) 必要に応じて訓練の展開と撤収のための追加期間



日米合同委員会合意事案概要

件名	F A C 3 1 8 9 朝霞駐屯地における追加財産の限定使用について
承認年月日	令和8年7月16日
施設・区域名称	F A C 3 1 8 9 朝霞駐屯地
合意対象所在地	埼玉県朝霞市、新座市及び和光市並びに東京都練馬区
合意対象面積等	土地：約 21,000 m ²
	水域等：－
	建物：10棟 約 12,000 m ²
	工作物：定着物及び設置物を含む工作物一式（関連備品を含む。）
	附帯施設：－

【事案内容】

本件は、共同演習（ヤマサクラ91）を実施するため、日米地位協定第2条第4項（b）の適用ある施設及び区域として、標記施設の一部を限定使用することについて、日米合同委員会の承認を得たものである。

記

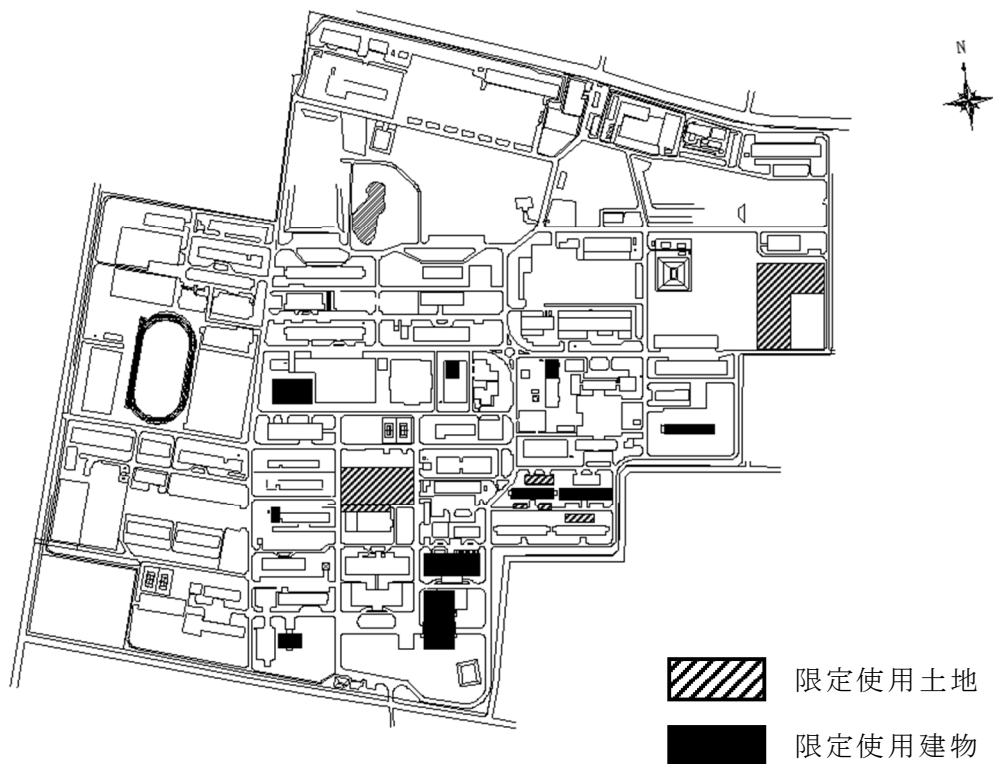
土地：約 21,000 m²

建物：10棟 約 12,000 m²

工作物：定着物及び設置物を含む工作物一式（関連備品を含む。）

※使用期間：（1）令和8年8月8日から同年9月18日までの間

（2）必要に応じて訓練の展開及び撤収のための追加期間



日米合同委員会合意事案概要

件名	善通寺駐屯地の財産の限定使用について
承認年月日	令和8年7月16日
施設・区域名称	F A C 4 1 7 9 善通寺駐屯地
合意対象所在地	香川県善通寺市
合意対象面積等	土地：約3,100 m ²
	水域等：－
	建物：7棟 約4,000 m ²
	工作物：定着物及び設置物を含む工作物一式（関連備品を含む。）
	附帯施設：－

【事案内容】

本件は、共同演習（ヤマサクラ91）を実施するため、日米地位協定第2条第4項（b）の適用ある施設及び区域として、標記施設の一部を限定使用することについて、日米合同委員会の承認を得たものである。

記

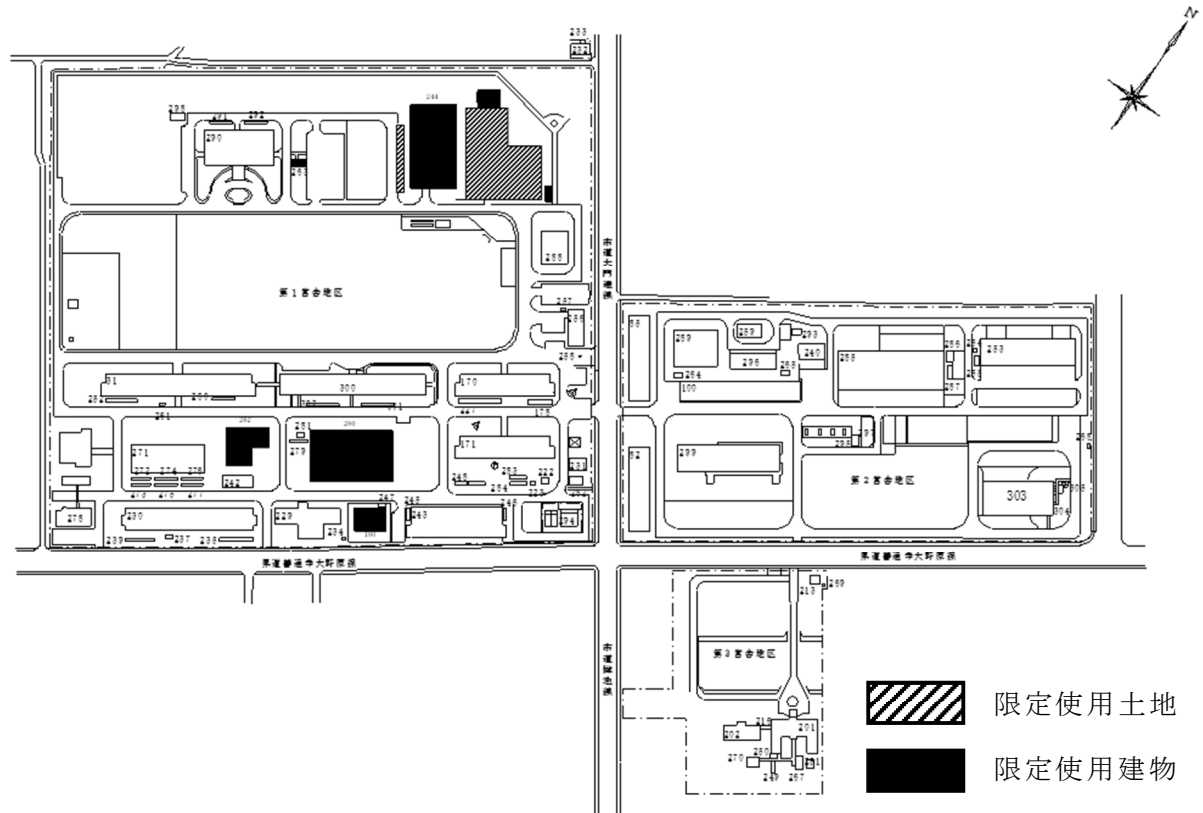
土地：約3,100 m²

建物：7棟 約4,000 m²

工作物：定着物及び設置物を含む工作物一式（関連備品を含む。）

※使用期間：（1）令和8年8月17日から同年9月14日までの間

（2）必要に応じて訓練の展開及び撤収のための追加期間



日米合同委員会合意事案概要

件名	F A C 5 1 2 5 健軍駐屯地及びF A C 5 1 2 4 北熊本駐屯地の追加財産の限定使用について
承認年月日	令和8年7月16日
施設・区域名称	F A C 5 1 2 5 健軍駐屯地及びF A C 5 1 2 4 北熊本駐屯地
合意対象所在地	熊本県熊本市
合意対象面積等	土地：約12,000㎡（健軍駐屯地） 約4,100㎡（北熊本駐屯地）
	水域等：－
	建物：7棟、約4,600㎡（健軍駐屯地） 3棟、約5,700㎡（北熊本駐屯地）
	工作物：定着物及び設置物を含む工作物一式（関連備品を含む。）
	附帯施設：－

【事案内容】

本件は、共同演習「ヤマサクラ91」を実施するため、日米地位協定第2条第4項（b）の適用ある施設及び区域として、標記施設の一部を限定使用することについて、日米合同委員会の承認を得たものである。

記

（1）陸上自衛隊健軍駐屯地

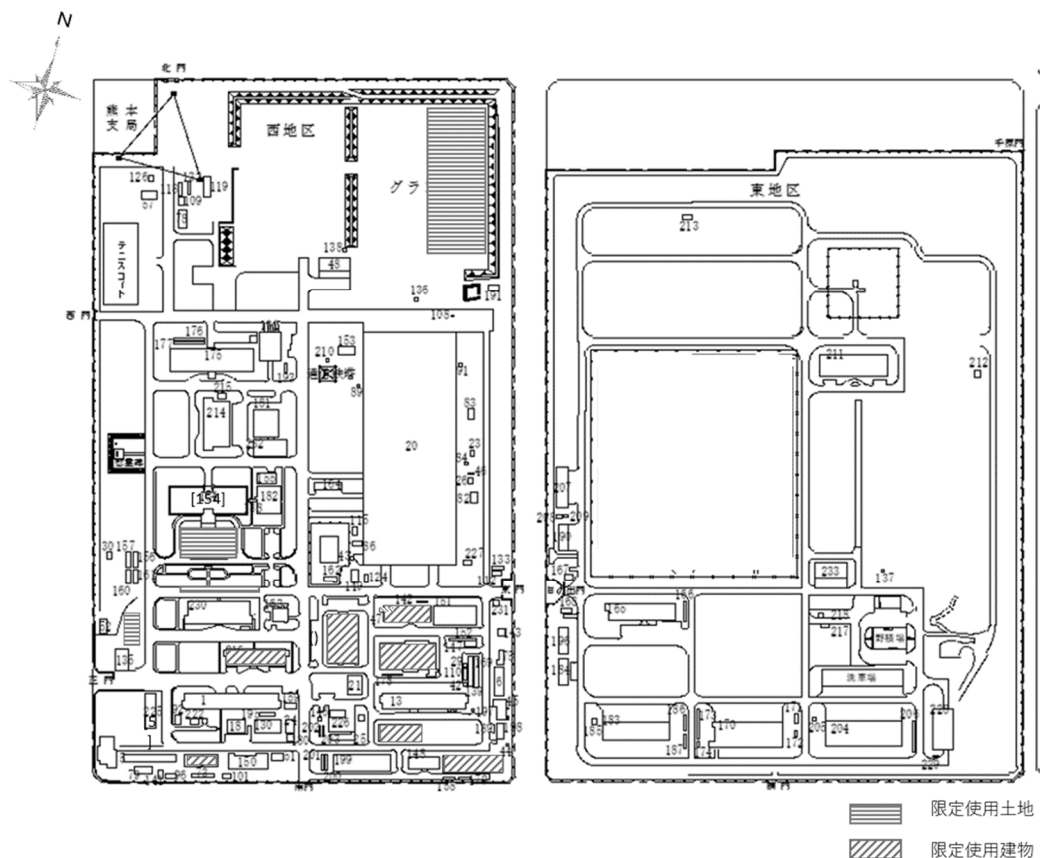
土地：約12,000㎡

建物：7棟、約4,600㎡

工作物：定着物及び設置物を含む工作物一式（関連備品を含む。）

使用期間：（1）令和8年8月29日から同年9月10日までの共同演習の期間

（2）必要に応じ、訓練の展開及び撤収のための追加期間



(2) 陸上自衛隊北熊本駐屯地

土地：約4,100m²

建物：3棟、約5,700m²

工作物：定着物及び設置物を含む工作物一式（関連備品を含む。）

使用期間：（1）令和8年8月29日から同年9月10日までの共同演習の期間

（2）必要に応じ、訓練の展開及び撤収のための追加期間

